

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な  
仕組みの在り方に関する検討会（第5回）議事概要

開催日時：平成31年1月28日（月）13:00～15:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 11階会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

松田 昇剛（情報流通行政局地方情報化推進室）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【説明者】

岩田 孝一（日本電気株式会社公共ソリューション事業部部長）

野呂 悠登（TMI 総合法律事務所弁護士）

【事務局等】

佐々木 浩（大臣官房地域力創造審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- (1) 地方公共団体の非識別加工情報の想定される活用事例について
- (2) これまでの議論を踏まえ、更に検討すべき論点について
  - ① 非識別加工情報の活用目的について
  - ② 加工対象となる個人情報の対象範囲について
  - ③ 作成組織に対する個人情報の提供時の加工について
  - ④ 非識別加工情報の利活用事業者に対する監督の主体について

《議事(1)について》

**【佐藤構成員】**

- お示しいただいた事例全てに共通する点であるが、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合等に加工を行うという個人情報規則第19条第5号の加工基準の観点もさらに踏まえて御検討いただきたい。
- 自治体の問合せ記録についての事例は、氏名、生年月日、住所、電話番号等を削除したとしても、問合せの内容の中に機微な情報が含まれていることがあるので、少し実態からかけ離れているという気がする。

**【岡村構成員】**

- 居住地区を加工する際に、地区等の単位まで丸めるのか、それとも〇〇県〇〇市というレベルまで広げるのかといった加工基準については、どのように検討をしたのか。
- 作成した事例の中で統計情報に当たるものがどれほどあるのか、逆にいうと非識別加工情報ではなく、統計情報でよいものがあるのかどうか。

**【野呂弁護士】**

- 居住地区を加工する際に、データベースの内容に応じて都道府県レベルとか、そういったより広い範囲の加工が求められることも踏まえ、どの単位まで加工をするのかについては、現在検討中である。
- 今回の事例は、民間事業者へのヒアリングにより、民間事業者が利活用したい事例を集めたものであり、民間事業者における最終的な利活用の段階にあつては、統計的な加工を加えることが想定されているものも多い。

**【村上構成員】**

- 介護認定者台帳の事例について、地方公共団体間でやりとりをするのであれば、非識別加工情報ではなく、まずは適切な措置を講じた上で個人情報として提供し、適正な管理をした上で使用するという方がよいのではないかと。
- 公営住宅入居者ファイルの事例については、公営住宅入居者のデータのみでマーケティングに活用できるのか疑問がある。公営住宅周辺の居住者のデータまで見ないと活用する側としては情報が足りないのではないかと。
- 自治体の問合せ記録の事例については、非識別加工情報として利活用しなくても、一般に公開されているFAQを収集して活用することで十分なのではないかと思う。

**【松岡構成員】**

- 事例では、利活用側のメリットが示されているが、データを提供する地方公共団体側の

メリットについても併せて記載するとよいかと思う。

**【佐藤構成員】**

- 入試成績ファイルの事例については、特に入試の合否のボーダーライン上の点数は高校や大学によっては、提供に当たって支障が生じる可能性がある。

**【野呂弁護士】**

- 入試成績ファイルについては、情報公開条例でも不開示事由に該当して外部に公開できない情報に該当することもあるので、そういった点でも限界がある事例であるという認識を持っている。

**【矢島構成員】**

- 地方公共団体の立場から、想定される非識別加工情報の活用事例が実際に示されるとイメージがしやすくなる。
- データを加工する際に地区等の単位まで丸めるといった加工基準まで想定してヒアリングを行ったのか。

**【岩田部長】**

- 今回は、個人情報と個人属性情報の加工情報を仮説に基づいて加工した場合に利活用のニーズがあるかというヒアリングを行っており、加工基準まで踏み込んだ形でのヒアリングは行っていない。

**【村上構成員】**

- ヒアリングの中で、民間事業者の意向として、特定市町村のデータだけでよいのか、または都道府県全体のデータが欲しい、さらには全国的なデータが欲しいといった、データの規模についての話はあったか。

**【岩田部長】**

- エリアマーケティングを行うにしても、特定市町村のデータだけでよいという民間事業者はほとんどおらず、広域的にデータを集めて分析したいという民間事業者がほとんどであった。

**【佐光構成員】**

- 人口の多いところだけに限らず、今後、人口の少ない地域における利活用の事例についても検討を進めていただきたい。

#### 【大谷構成員】

- エリアマーケティングに役立つようなデータにしようとする、ある程度地図上で一定の区画でマッピングせざるを得ないと思うが、非識別加工情報であると要件を満たさなくなってしまうということがあるので、今回の事例に沿った需要が確かにあるのだという認識を持たれないように、丁寧な説明を行っていくことが必要だろう。
- 全体と言えるのは、自治体は情報の宝の山であり、こういったデータを分析することによって自治体自身、あるいは広域での自治体の政策的課題を解決することの端緒になるということは明らかになったのではないかと。

#### 《議事(2)①について》

#### 【佐々木地域力創造審議官】

- 先の議題と関連して、入試成績ファイルについて、予備校や学習塾にとっては一定のニーズがあることは認められる。しかし、地方公共団体の側からすると、司法試験に通りやすくなるためや試験テクニックに優れた人を輩出するために情報を提供するということに対して、どこまでコンセンサスをとれるのか。

#### 【岡村構成員】

- 作成組織においては、提案自体が公共性等に資するか否かを審査するという事になっているので、作成組織における審査の段階で、公共性の問題が出てくる。その場合には、監督権限を有する側の責任が問われることも想定されるだろう。
- 自治体から情報を出す段階で、地方公共団体の条例等で上乘せ・横出し的に審査会で審査を行うことを認めるかどうかについても検討する必要があるだろう。

#### 【大谷構成員】

- 受験テクニックの向上自体には、あまり公共性は認められないというのが直感であるが、生涯学習や子供の学力強化といった有用性があるかもしれない。公共性という要件を満たしているかどうかという観点は審査の上では必須だとしても、これらの分野を排除するような形の指針になってしまうのはよくないだろう。
- 重点分野に関する指針を仮に作成するとしても、その内容については公共性についての範囲を狭めるというよりは、寛大に広げるといえるのか、要するに説明責任は提案者にあり、審査機関においてはそれを選定したことの理由についてもきっちり説明できることが必要であるということが分かるような指針である必要があるのではないかと。

#### 【宇賀座長】

- 教育全般という形でいろんな形で公益に資するということはあると思うが、入試は競争なわけであって、ある人たちが入試成績データの活用の恩恵を受けて利益を得ると、そ

の競争で敗れてしまう人も出てくるので、公共性ということではなかなか理解が得られがたいのではないか。

《議事(2)②について》

【佐藤構成員】

- 加工対象となる個人情報の範囲というものをどう丁寧に定義をして、考えていくのかということが重要になってくると同時に、地方公共団体の審査会の関与をどの程度認めるのかという点も併せて検討すべきかと思う。
- 安全管理措置の観点からいうと、地方公共団体から作成組織に提供する情報を生の情報として提供するのか、それともある程度の加工をして提供するのかどうかについても検討いただきたい。

【犬塚構成員】

- あらかじめ個人情報ファイル単位で公表できない情報ということが分かっている場合には、それは公表の範囲から除くということは問題ないと思うが、事前に個人情報ファイルについて全て仕分けをして、公表できないものをあらかじめ決めるとするのは、非常に抽象的な判断でなかなか難しいかと思う。
- 権利利益を害するおそれがあるかどうかという判断は、加工方法との関係で出てくる問題意識の場合が非常に多いと思うので、実際に請求があった上で、加工を行う際の一連の流れの中で判断しないとならないのではないか。

【岡村構成員】

- 基本的に基準自体を全国的に統一したほうがよいのではないかという発想そのものは、非常に理解しやすいと思っている。ただし、これまでの地方公共団体の情報公開・個人情報保護制度との整合性についても考えておく必要がある。

【佐光構成員】

- これまで地方公共団体では、個人情報を保護するという考え方がなかったもので、「おそれがある」というような表現については、おそれを考えれば考えるほどその範囲が広がっていくような可能性がある。逆に、公開できる具体的な例が指針の中で示されることによって、地方公共団体としても情報を出しやすい環境ができ、判断もしやすくなると思っている。

【村上構成員】

- 地方公共団体側の運用や負担も考える必要があるだろう。何らかの統一的な指針がないと、毎回民間事業者から提案があって、その都度地方公共団体が審議会や審査会を開い

ているとなると膨大な手間になるので、そこはできるだけ統一化した方がよいだろう。一方で、住民間の不服申し立てがあった場合にどういう手順を決めておくかということは重要だと思う。

**【佐藤構成員】**

- 1日に数十件の提案があった場合、作成組織と地方公共団体の情報のやりとりによっては、地方公共団体に負担がかかる可能性もあるので、提案件数が多くなった際の地方公共団体にかかる負担については、問題提起として申し上げておきたい。

**【村上構成員】**

- 国が指針をつくる際に留意すべき点として、全国の地方公共団体の個人情報ファイル簿やそれに類するものの作成公開状況を把握する必要があるかと思う。

《議事(2)③について》

**【佐藤構成員】**

- 個人情報規則第19条1号から4号までは機械的にやれるかと思うが、住所や生年月日の丸め方というのは、地方公共団体にうまくやっていただきたいというのも中々大変なところがあるので、1つの考え方として削除できるものは削除してくださいというのは割り切りでありなのかと感じている。
- 地方公共団体が保有している個人情報ファイルには、網羅性のあるデータが含まれており、他の情報との突き合わせが容易になるという危険性も含んでいるので、その点を考慮してもらいたい。

**【岡村構成員】**

- 地方公共団体が加工を行うに当たっては、加工の解釈に幅が出たりする場合があるので、可能な限り負担がかからないように機械的な基準を示していただきたい。

**【犬塚構成員】**

- 地方公共団体で加工を行うことが現実的に可能かどうかという話もある一方で、加工ツールを地方公共団体に提供して、ツールを使って加工するというのであれば、ある程度の機械的な加工も可能だと思う。

**【村上構成員】**

- 地方公共団体で行う加工については、小規模自治体で兼務している人でもできるぐらいの負担が少ない作業にしないといけないだろう。ツールを利用するという方法でも、おそらく小規模自治体ではなかなかハードルは高いと思うので、慎重に検討すべきと思う。

○地方公共団体で行う加工については、利用目的によっては必要であれば残したまま渡すということも必要なので、利用ケースを想定して設定した方がいいのではないかと。

**【矢島構成員】**

- 小規模自治体で一定程度の加工をするといったときに、職員によって差が出てしまい、ミスになってしまう、ということが懸念される。また、データの形式も含めて小規模自治体では、この一定程度の加工については、十分に検討する余地があると思う。
- 住所については、何々地区といった場合に外字が入るおそれがあるが、その場合には加工に必要なコストが余計にかかるのではないかと。

**【大谷構成員】**

- 作成組織はどのような情報でもきちんと非識別加工ができるという体制をとっていただく必要があると思っており、地方公共団体側にデータ形式を統一する責任が生じないような仕組みにする必要があると思っている。

**【佐藤構成員】**

- 地方公共団体の負担を考えると、加工は努力義務ぐらいにしておいて、例えば一つの基準でエクセル形式のデータを列ごとばさっと切るぐらいにすることも考えられる。

《議事(2)④について》

**【犬塚構成員】**

- 非識別加工情報が、提供先では匿名加工情報としての規律を受けるのかという点は、非常に分かりにくいと思っているので、ぜひ新しく法律をつくるのであれば、非識別加工情報は、提供先においては個人情報保護法の匿名加工情報とみなすといった規定を置いていただいた方が分かりやすくよいのではないかと。

**【佐藤構成員】**

- 非識別加工情報を匿名加工情報と同じであると扱ってしまうと、おそらく個人情報保護条例で定義する個人情報の範囲に関わってくるので、丁寧に議論した方がよいだろう。

**【村上構成員】**

- 作成組織に対する国の監督の具体的な方法については、立入検査をするのか、罰則を科すのかといったことを検討する必要がある。
- 民間事業者と作成組織の間の契約の中に、作成組織による民間事業者への監督権限や立入検査の権限に関する事項を盛り込む、または個人情報の取扱いに関しての何らかの事務を負わせるというようなことが考えられるので、契約に関しては重要だと思う。

- どのデータをどこに対してどう加工して提供したのかということを、作成組織あるいは国から各地方公共団体へと報告をすることは必要だと思う。
- 作成組織は、民間事業者にデータを提供した後、即座にデータを削除するのか、一定期間保持するのか、何らかの場合に備えて保持していく必要があるのか、といった点は検討する必要がある。